

平成21年度第1回
「大分県食品安全推進県民会議」

日時：平成21年7月3日（金）
10:00～12:00
場所：大分県土地改良会館 5階

《 次 第 》

1 大分県食の安全確保推進本部・副本部長（生活環境部長）あいさつ

2 議 事

(1) 「大分県食の安全確保推進本部設置規程」の一部改正について

(2) 食の安全・安心確保の取組について

- ア 平成20年度食の安全・安心確保関連事業実施状況及び「大分県食品安全行動計画」活動指標の達成状況について
- イ 平成20年度食育関連事業実施状況及び「大分県食育推進計画」数値目標の達成状況について
- ウ 平成21年度食の安全・安心確保関連事業について
- エ 平成21年度食育関連事業について

(3) 食を取り巻く最近の動きについて

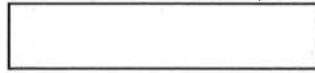
- ア 平成20年度食品偽装表示について
- イ 食品の偽装表示を許さないおおいた県民大会について
- ウ ふぐ食中毒について
- エ 輸入食品安全確保緊急対策事業による食品検査結果について

(4) 食品安全推進県民会議の2年間を振り返って

平成21年度第1回「大分県食品安全推進県民会議」配席図

【土地改良会館】

内田委員 (会長) 江崎委員 (副会長)

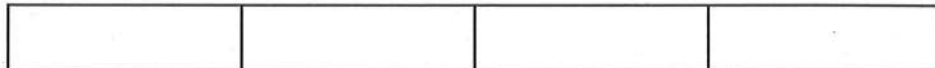


櫻井委員
高橋委員
矢野委員
河野委員
亀井委員
石川委員

村松委員
秀嶋委員
山上委員
山本委員
小手川委員

(傍聴席)

報道記者席



健康対策課長
薬務室長
観光地域振興局長
広報広聴課長
生活環境部審議監
生活環境部長
食品安全・衛生課長
食品安全・衛生課参事
食品安全・衛生課(担当)



生活環境企画課長
県民生活・男女共同参画課長
私学振興・青少年課長
環境保全課長
経営金融支援室長
商業・サービス振興課長
集落・水田対策室長
おおいたブランド推進課長
園芸振興室長
畜産振興課長
家畜衛生飼料室長
林産振興室長



農政事務所表・規格課長
農政事務所消費生活課長
大分市保健所衛生課長
県警本部生活環境課長
体育保健課長
水産振興課長
漁業管理課長
森との共生推進室長

入り口

受付

**(1) 「大分県食の安全確保推進本部
設置規程」の一部改正について**

食の安全・安心に関する取組み状況

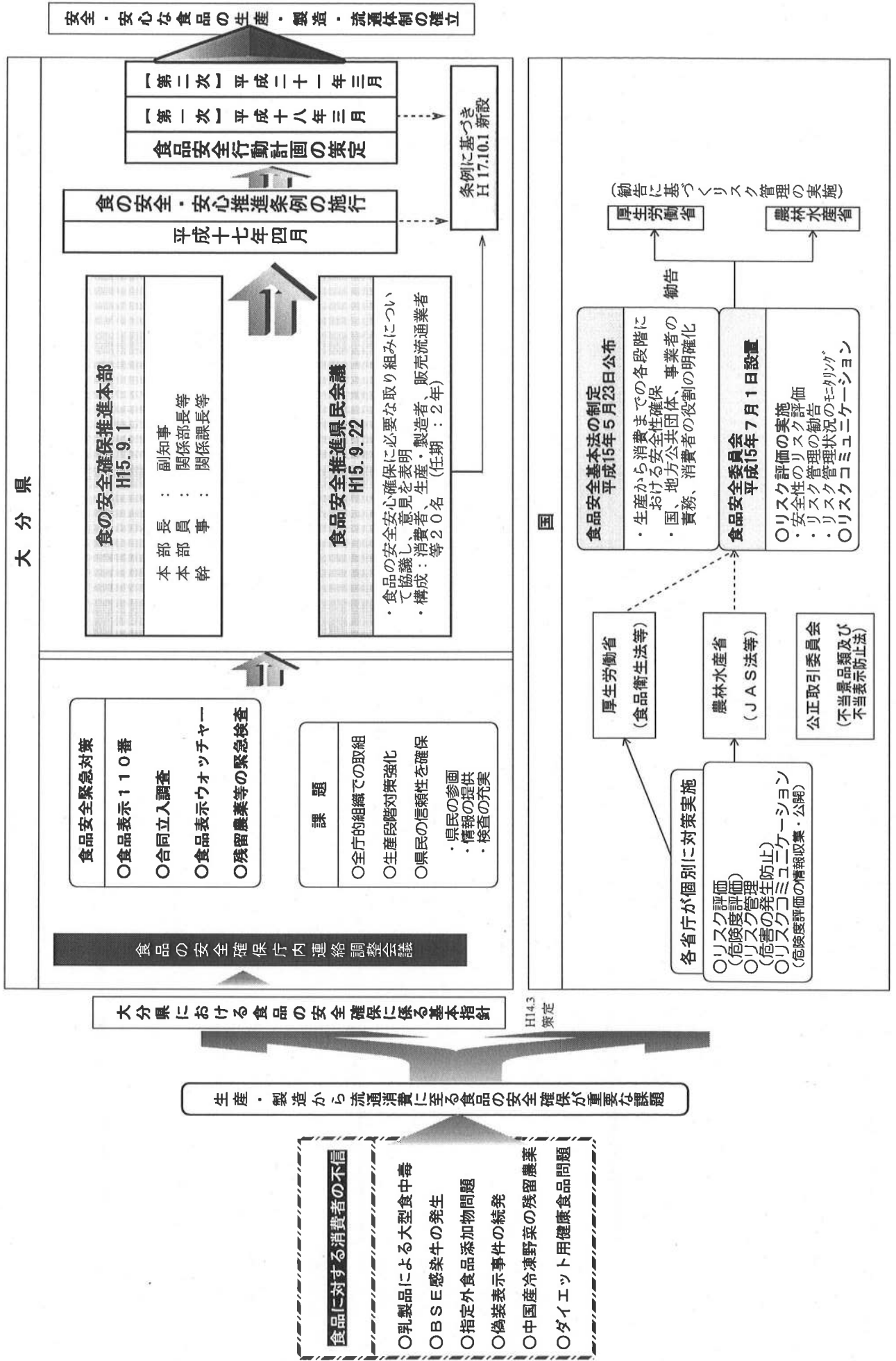
平成13年度以前

平成14年度

×

平成15・16・17・18・19・20・21年度

↑



(県民参加の推進機関)

食品安全推進県民会議

○食の安全安心確保に必要な取り組みについて協議し、施策の提言を行う。

<内容>

- ①情報の共有と相互理解等
- ②主体的な取組み
- ③意見の表明

<構成>

消費者、生産・製造者、流通・販売者の代表及び学識経験者等 20名

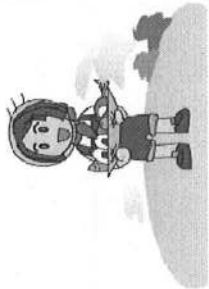
施策の提示
情報の公開



施策の提言

H15.9.22設置

条例に基づき
H17.10.1新設



(県の推進機関)

食の安全・安心確保推進体制

食の安全確保推進本部

H15.9.1設置

食の安全確保推進本部会議

○食に関する総合的かつ効果的な安全施策を推進する。

<内容>

- ①食に関する安全安心確保施策の推進
- ②緊急時における対応策の決定
- ③食の安全確保に係る条例の制定

<構成> 本部長：副知事 本部長：関係部長等

食の安全確保推進本部幹事会

○推進本部の決定に基づき各種施策を実施する。

<内容>

- ①推進本部に付議する事項の協議
- ②本部長からの指示事項の処理

<構成> 関係各課長等
幹事長：生活環境部審議監

専門部会

食育推進会議

H19.8.1設置

○食育に関する情報の共有化を図り、県民意見を十分に反映した施策の提言を行う。

<内容>

- ①情報の共有と相互理解等
- ②主体的な取組み
- ③施策の提言

<構成>

学校・保育所・給食、栄養・健康・生産者、事業者、食育活動者等 20名

施策の提示
情報の公開



施策の提言

食育専門部会

H17.5.23設置

食育の推進に関する基本的事項及び関係部局における具体的対策を検討するとともに、関係部局相互の協力体制の整備を図る組織。

部会長：食の安全確保推進本部幹事長（生活環境部審議監）
委員：食育関係課長 事務局長：食品安全・衛生課

食育推進体制

大分県訓令甲第二十四号
大分県教育委員会訓令甲第九号
大分県警察本部訓令甲第十七号

知 事 部 局
教 育 庁
警 察 本 部

大分県食の安全確保推進本部設置規程を次のように定める。

平成十五年九月一日

大 分 県 知 事 広 瀬 勝 貞
大 分 県 教 育 委 員 会
大分県警察本部長 柴 田 健

大分県食の安全確保推進本部設置規程

(設置)

第一条 大分県食の安全・安心推進条例(平成17年県条例第19号。以下「条例」という。)第4条に定める食の安全・安心の確保のための総合的な施策を策定し、及び実施するため、大分県食の安全確保推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 本部は、次の事項を所掌する。

- 一 食の安全・安心の確保に係る施策の総合調整に関すること。
- 二 条例第9条に掲げる危機管理体制の整備及び緊急時における食の安全・安心の確保に係る調整に関すること。

(組織)

第三条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、知事が指定する副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、生活環境部長及び農林水産部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第一に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第四条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第五条 本部の会議は、必要に応じ、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第六条 本部に、本部の付議事項について協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、幹事長及び幹事は、別表第二に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 4 幹事長は、必要があるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 5 幹事会に必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶務)

第七条 本部の庶務は、生活環境部で行う。

(雑則)

第八条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定め

る。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

別表第一（第三条関係）

企画振興部長
福祉保健部長
商工労働部長
教育長
警察本部生活安全部長

別表第二（第六条関係）

幹事長
生活環境部審議監
幹事
広報広聴課長
観光・地域振興局長
医務課薬務室長
健康対策課長
生活環境企画課長
県民生活・男女共同参画課長
私学振興・青少年課長
食品安全・衛生課長
環境保全課長
商工労働企画課経営金融支援室長
商業・サービス業振興課長
農山漁村・担い手支援課集落・水田対策室長
おおいたブランド推進課長
おおいたブランド推進課園芸振興室長
畜産振興課長
畜産振興課家畜衛生飼料室長
林務管理課林産振興室長
森林保全課森との共生推進室長
漁業管理課長
水産振興課長
教育庁体育保健課長
警察本部生活安全部生活環境課長

(平成16年 4月1日 一部改正)
(平成16年10月1日 一部改正)
(平成17年 4月1日 一部改正)
(平成18年 4月1日 一部改正)
(平成19年 5月1日 一部改正)
(平成21年 4月1日 一部改正)
(平成21年 7月1日 一部改正)

(2) 食の安全・安心確保の取組について

平成20年度食の安全・安心確保に関する主な事業

「大分県食安全行動計画」(平成18年3月制定)

食の安全の確保

【新】GAP導入プロジェクト推進事業(生産段階での導入促進)
(おおいたブランド推進課)

【新】赤潮等養殖被害防止対策事業(ヒオウギガイ毒化防止対策・簡易員毒検査の普及)(漁業管理課)

e-naおおいた農産物認証制度推進事業(おおいたブランド推進課) ※

流通飼料安全確保指導事業(家畜衛生飼料室)

畜産物安全性確保対策(家畜衛生飼料室)

家畜衛生技術指導事業(家畜衛生飼料室)

持続的養殖生産確保推進事業(水産振興課)

水産用医薬品適正使用指導強化事業(水産振興課)

漁場環境保全推進事業(漁業管理課)

食品衛生監視指導推進事業(食品安全・衛生課)

ふぐ処理等の衛生確保(食品安全・衛生課)

生産段階での監視・指導

32,774千円

活力ある水田農業振興対策事業(集落・水田対策室)

食の安心の確保

【新】食品偽装表示対策チーム(食品安全・衛生課)

【一部新】食品表示民間監視員(食品安全・衛生課)

乾しいたけ適正表示促進事業(林産振興室)

食品適正表示推進者の育成(食品安全・衛生課)

消費者行政の推進(県民生活・男女共同参画課)

流通段階での監視・指導及び表示の適正化

7,804千円

【新】GAP導入プロジェクト推進事業(消費者等へのPR)
(おおいたブランド推進課)

e-naおおいた農産物認証制度推進事業 ※
(おおいたブランド推進課)

健康づくり推進事業(健康対策課)

消費段階での指導啓発

6,617千円

【新】地域リスクコミュニケーション推進員の育成 ※
(食品安全・衛生課)

食の緊急情報の発信(食品安全・衛生課) ※

食の安全安心意見交換会の開催(食品安全・衛生課) ※

情報の共有

1,406千円

調査・研究及び試験検査

80,534千円

【新】と畜検査情報処理新システム導入事業(食品安全・衛生課)

脱法ドラッグ等に関する安全対策事業(薬務室)

食物アレルギー対策事業(健康対策課) ※

抗生物質等に依存しない養殖技術開発事業(水産振興課)

BSE清浄化緊急対策事業(家畜衛生飼料室)

食品検査事業(食品安全・衛生課)

食肉安全確保対策事業(食品安全・衛生課)

BSE検査事業(食品安全・衛生課)

支援・連携

3,545千円

【一部新】国体に向けた食品衛生管理水準強化対策
(食品安全・衛生課)

安心・安全な魚のPR事業(水産振興課)

国際要求規格対応支援融資(経営金融支援室)

食の安全子ども教室の開催(食品安全・衛生課) ※

全体に係るもの

119,754千円

食の安全安心推進事業

2,323千円

※ 食育推進関連事業にも計上しているもの

12,923千円

予算総額135,000千円

第1次
「大分県食品安全行動計画」活動指標値と進捗状況

NO.	項目名	単位	策定時 (17年度)	現況時 (20年度末)	指標値 (20年度)	担当課
1	安全確保システム導入直販所数	ヶ所	27	41(19年度)	50(19年度)	おおいたブランド推進課
2	薬事監視員と養殖業者への巡回指導	回	42回/年	☆42回/年	42回/年	水産振興課
3	未承認医薬品の検査件数	件	5	☆7	5	薬務室
4	健康食品電話受理・指導件数	件	-	☆262回/年	240回/年	薬務室
5	食品衛生監視指導計画に基づく監視件数	%	100%	☆100%	100%	食品安全・衛生課
6	食品衛生監視指導計画に基づく検査件数	%	100%	☆100%	100%	食品安全・衛生課
7	食肉衛生検査所におけるBSE検査	%	100%	☆100%	100%	食品安全・衛生課
8	死亡牛(24ヶ月齢以上)のBSE検査	%	100%	☆100%	100%	家畜衛生飼料室
9	e-naおおいた農産物栽培面積	ha	4.3ha	1,783ha	2,700ha	おおいたブランド推進課
10	GAP導入集団数(累計)	ヶ所	2	☆12	6(19年度)	おおいたブランド推進課
11	特色のある米の生産量 (減農薬・減化学肥料栽培米含む)	トン	6,745	☆10,312	10,000(19年度)	集落・水田対策室
12	HACCP導入(肉牛・乳牛・豚)農家	戸	-	☆24	24	家畜衛生飼料室
13	サルモネラ対策指針に沿った採卵農家	戸	-	☆16	16	家畜衛生飼料室
14	食の安心ウォッチャー学習会の開催	回	3回/年/保健所	☆3回/年/保健所	3回/年/保健所	食品安全・衛生課
15	食の安全に関する意見交換会	回	4回/年	☆4回/年	4回/年	食品安全・衛生課
16	食の安全子ども教室開催小学校数	校	-	☆18校/年	13校/年	食品安全・衛生課
17	食品安全推進県民会議開催	回	3回/年	☆3回/年	3回/年	食品安全・衛生課
18	食品安全推進県民会議現地研修会	回	2回/年	☆3回/年	2回/年	食品安全・衛生課
19	養殖場モニタリング	回	3回/年	☆3回/年	3回/年	水産振興課
20	安心・安全生産体制確立部会	回	1回/年	☆1回/年	1回/年	水産振興課

☆指標値達成

「大分県食育推進計画」～うまい楽しい元気な大分～

平成20年度

2つの基本目標

健やかに食を楽しむ心豊かな人づくり

次世代へ受け継がれていく活力ある地域づくり

3つの基本視点

健全な食生活を実践できる県民の育成

食をはぐくむ環境との共生

魅力あふれる“地域の食づくり”

5つの施策

食育推進体制の整備と情報の共有・発信

1 食育推進体制の整備
大分の食育推進事業
 食育推進会議の運営等
 地域食育総合窓口の設置と市町村食育推進計画策定支援
 【生活環境部】 1,186千円

2 情報の共有・発信
食の安全安心推進事業
 食の安全安心意見交換会
 食の緊急情報の発信
 食の安全子ども教室
 リスクコミュニケーション推進員養成
 【生活環境部】 1,985千円

健やかな食生活を実現できる県民の育成

1 生涯を通じた健康づくり
生涯健康「元気な食卓」推進事業
 調理実習・生活習慣病予防啓発等
 【福祉保健部】 1,000千円

食物アレルギー対策事業
 実態把握と正しい知識の普及
 【福祉保健部】 1,271千円
 (おおいたっ子食育推進事業)
 2 学校における食に関する指導の充実
生きる力をはぐくむ食育推進事業
 栄養教諭を中核とした食育推進
 食育推進フォーラムの開催等
 【教育庁】 4,168千円

3 家庭における食育の環境づくり
おおいたっ子食育推進事業
 レシピ集の作成等
 【福祉保健部】 2,115千円

大分の食で創る魅力あふれる地域づくり

1 地域と学校の連携
 (学校給食米消費拡大推進事業)
 (大分しいたけ流通促進事業)
 (県産水産物愛用促進事業)

2 地産地消の推進
「おおいの食」応援事業
 食と農をつなぐ県民会議等
 【農林水産部】 9,252千円

3 生産者と消費者の交流推進
学校給食米消費拡大推進事業
 【農林水産部】 1,442千円

4 食文化の継承と発展
米消費拡大推進事業
 【農林水産部】 2,300千円

県民が主役の食育推進運動の展開

1 食育活動者の育成
大分の食育推進事業
 おおいの食育人材バンクの設置と派遣
 【生活環境部】 1,671千円

2 食育推進運動の普及・定着
大分の食育推進事業
 「家族いだだきますの日」啓発(家庭の日と連携)
 【生活環境部】 366千円

環境に配慮した食育の推進

1 環境に配慮した食生活の推進
ごみゼロおおいたキャンペーン展開事業
 エコクッキングの普及啓発等
 【生活環境部】 150千円

2 環境に配慮した生産方式の推進
e-na おおいの農産物認証制度推進事業
 環境保全型農業研修会の開催等
 【農林水産部】 10,136千円

合計41,374千円
 (H19年度 50,801千円)

「大分県食育推進計画」数値目標 (H18.11.29 策定)

H21.3.31現在

項目名	単位	策定時現状値 平成17年度	現状値 平成20年度	目標値 平成22年度	担当課
食育推進計画を策定している市町村の割合	%	0	33.3	60	食品安全・衛生課
食のリスクコミュニケーションの開催回数	回/年	11 (平成16年度)	☆45	42 (大分県長期総合計画)	食品安全・衛生課
朝食を欠食する県民の割合 (20歳代男性)	%	30.7 (平成16年度)	30.7 (平成16年度)	15	健康対策課
朝食を欠食する県民の割合 (30歳代男性)	%	21.7 (平成16年度)	21.7 (平成16年度)	15	健康対策課
健康応援団登録店舗数	店	177 (H18.5.31現在)	236 (H21.3.31現在)	300	健康対策課
朝食を毎日食べるようにしている	小5	%	90.7	☆93.0 (新大分県総合教育計画)	体育保健課 義務教育課 高校教育課
	中2	%	87.7	☆91.1 (新大分県総合教育計画)	
	高1	%	86.5	☆90.4	
大分県食生活改善推進協議会による親子料理教室の開催数	回/年	15	☆164	20	健康対策課
食農体験学習を実施した学校の割合	小学校	%	72.4	72.5 (平成19年度)	義務教育課
	中学校	%	8.4	30.9 (平成19年度)	
「地産地消の日」参加団体・店舗数	件	0	278	300	おおいたブランド推進課
「とよの食彩愛用店」の登録数	件	154	232	300	おおいたブランド推進課
学校給食において、月1回「食育の日」等を決めて地場産物を活用し、食育に取り組む学校の割合	%	— (現状値なし)	☆75.1	50	体育保健課
「地域農林水産物直販所」の売上額	円/年	69.6億	☆101億	75億 (大分県長期総合計画)	おおいたブランド推進課
固有食材の保存・伝統料理の継承活動団体数	団体	27	38	50	おおいたブランド推進課
食育推進ボランティアの数	人	500	☆744	650	おおいたブランド推進課
ワークショップの開催数	回/年	0	☆51	20	食品安全・衛生課
食育に関心を持っている県民の割合	%	87	☆91	90	食品安全・衛生課
認証されたe-naおおいた農産物の栽培面積	ha	4.3	1,783	4,500 (大分県長期総合計画)	おおいたブランド推進課

「食育普及月間」 6月
「食育の日」 19日

☆は目標達成

第2次

「大分県食品安全行動計画」活動指標値

NO.	項目名	単位	策定時 (20年度)	指標値 (23年度)	担当課
1	水産養殖業者への巡回指導	回	42	50	水産振興課
2	食品衛生監視指導計画に基づく監視・検査件数	%	100	100	食品安全・衛生課
3	食肉衛生検査所におけるBSE検査	%	100	100	食品安全・衛生課
4	未承認医薬品の検査件数	件	7	5	薬務室
5	健康食品電話受理・指導件数	件	262	240	薬務室
6	GAP導入集団数	組	12	12	おおいたブランド推進課
7	e-naおおいた認定農家数	戸	3,019	3,050	おおいたブランド推進課
8	新規農薬指導士数	人	1,141	1,250	おおいたブランド推進課
9	エコファーマー認定数	戸	2,321	2,300	おおいたブランド推進課
10	特色のある米の生産量 (減農薬・減化学肥料栽培米含む)	トン	10,312	15,000(22年度)	集落・水田対策室
11	HACCP導入(肉牛・乳牛・豚)農家	戸	24	20	家畜衛生飼料室
12	サルモネラ対策指針に沿った採卵農家	戸	16	16	家畜衛生飼料室
13	消費者への衛生講習会	回/人数	45、1,451	100、2,000	食品安全・衛生課
14	死亡牛(24ヶ月齢以上)のBSE検査	%	100	100	家畜衛生飼料室
15	食品表示合同監視回数	回	36	36	食品安全・衛生課
16	しいたけ品質表示ウォッチャー配置数	人	10	10	林産振興室
17	民間監視員モニタリング施設数	件	1,000	1,000	食品安全・衛生課
18	食の安全に関する意見交換会	回	4	7	食品安全・衛生課
19	食の安全こども教室開催小学校数	回	18	15	食品安全・衛生課
20	地域リスクミ推進員の育成	人	0	50	食品安全・衛生課
21	消費者と養殖業者の意見交換会	回	3	5	水産振興課

平成21年度食の安全・安心確保に関する主な事業

「大分県食品安全行動計画」(平成21年3月制定)

食の安全の確保

【新】シシ肉・シカ肉の衛生確保対策事業(狩猟段階における衛生対策)
 (食品安全・衛生課)
 【一部新】環境にやさしい農業推進事業
 (おおいブランド推進課) ※

GAP導入プロジェクト推進事業(家畜衛生飼料室)
 流通飼料安全確保指導事業(家畜衛生飼料室)
 畜産物安全性確保対策(家畜衛生飼料室)
 家畜衛生技術指導事業(家畜衛生飼料室)
 持続的養殖生産確保推進事業(水産振興課)
 漁場環境保全推進事業(漁業管理課)
 赤潮等養殖被害防止対策事業(漁業管理課)
 食品衛生監視指導推進事業(食品安全・衛生課)
 食品衛生監視指導推進事業(食品安全・衛生課)
 ふぐ処理等の衛生確保(食品安全・衛生課)

【新】シシ肉・シカ肉の衛生確保対策事業(解体・販売段階における衛生対策)
 (食品安全・衛生課)
 流通飼料検査事業(家畜衛生飼料室)
 食品衛生監視指導推進事業(食品安全・衛生課)

医薬品等に対する安全対策普及事業(薬務室)
 食品衛生監視指導推進事業(食品安全・衛生課)

【新】食の信頼確保対策事業(九州各県と連携した検査)
 (食品安全・衛生課)
 【新】輸入食品検査機器整備事業(食品安全・衛生課)
 脱ドラッグ等に関する安全対策事業(薬務室)
 食物アレルギー対策事業(健康対策課) ※
 ヒラメの高水温対策事業(水産振興課)
 BSE清浄化緊急対策事業(家畜衛生飼料室)
 食品検査事業(食品安全・衛生課)
 食肉安全確保対策事業(食品安全・衛生課)
 BSE検査事業(食品安全・衛生課)

食の安心の確保

【新】食の信頼確保対策事業(食品表示の信頼性確保対策)
 (食品安全・衛生課)
 乾しいたけ適正表示促進事業(林産振興室)
 食品表示民間監視員(食品安全・衛生課)
 食品偽装表示対策チーム(食品安全・衛生課)
 消費者行政の推進(県民生活・男女共同参画課)

【新】シシ肉・シカ肉の衛生確保対策事業(消費者に対する啓発)
 (食品安全・衛生課)
 GAP導入プロジェクト推進事業(おおいブランド推進課)
 環境にやさしい農業推進事業(おおいブランド推進課) ※
 健康づくり推進事業(健康対策課)

【新】食の信頼確保対策事業(食品回収情報システムの構築)
 (食品安全・衛生課)
 【一部新】食の安全安心推進事業(地域リスクコミュニケーション推進員の育成と食の安全安心フェアーの開催)(食品安全・衛生課) ※
 食の安全安心意見交換会の開催(食品安全・衛生課) ※

【一部新】食の安全安心推進事業(イベント対策指針の策定)
 (食品安全・衛生課)
 安心・安全な魚のPR事業(水産振興課)
 国際要求規格対応支援融資(経営金融支援室)
 食の安全子ども教室の開催(食品安全・衛生課) ※

生産段階での監視・指導
 35,027千円

流通段階での監視・指導
 及び表示の適正化
 10,900千円

消費段階での指導啓発
 5,739千円

情報の共有
 2,418千円

調査・研究及び試験検査
 104,167千円

支援・連携
 1,686千円

全体に係るもの
 食の安全安心推進事業
 1,672千円

146,929千円

13,008千円

予算総額161,609千円

※ 食育推進関連事業にも計上しているもの

平成21年度 政策予算の概要 (一部特別枠) 新規、継続

(単位: 千円)

部局名 (農林水産部)	課室名 (おおいのブランド推進課)		政策区分 (安全・安心な暮らしの確立)		施策区分 (安全・安心の確保)		重点戦略																																																											
	項	目	左	右	特別枠コード	1-2-(4)-②	2	危機管理																																																										
農業水産業費	農業費	農業振興費	内	一般財源																																																														
区分	金額																																																																	
21年度当初要求額	10,202			10,202																																																														
20年度当初予算額	0																																																																	
1 目的	<p>環境負荷の低減と安全・安心で環境と調和のとれた本県独自の特色ある農業を推進するため、有機農産物やe-naおおいの農産物の生産拡大・流通促進を図るとともに消費者への理解を促進し、消費拡大を図る。</p>																																																																	
2 事業内容	<p>①生産流通対策 (特) 有機農業栽培技術体系の確立 (特) 有機JAS生産行程管理者検査・判定費用の助成 (初回1回のみ: @30千円×35名×1/2) (特) 農地・水・環境保全向上対策 (国1/2、県1/4、市町村1/4 (県負担の75%が交付税措置)) (4,310千円) ・地域ぐるみで実施する環境負荷低減の取組に対する助成 (※a+b=4,310千円) a. 営農基礎活動支援: 200千円/地区×15地区×1/4=800千円 b. 先進的営農支援: 水稲60千円/ha×224ha×1/4=3,360千円 ●茶120千円/ha×5ha×1/4=150千円</p> <p>②流通促進対策 (特) 有機農産物 ・県内外への向け商談会の開催等 (特) e-naおおいの農産物 ・県内量販店向け出荷調整業務委託 (特) 消費者向けPR ・販促活動、メディアの活用、消費者交流</p>																																																																	
事業の概要等	8,341	6,025	(1,190)	(525)	(4,310)																																																													
	2,316	(268)	(600)	(1,448)																																																														
	1,301	618	683	560																																																														
(3) 推進費																																																																		
年次計画等	年	度	19	20	21	22	23	開始年度																																																										
	金額				10,202	10,202	10,202	21年度																																																										
	国庫							終了年度																																																										
	その他特財							23年度																																																										
	一般財源				10,202	10,202	10,202																																																											
主要な節	20年度当初予算額 21年度当初予算額																																																																	
報償費	258																																																																	
旅費	927																																																																	
需用費	469																																																																	
役員費	80																																																																	
委託料	2,200																																																																	
使貨料	528																																																																	
備品費	347																																																																	
補助金	5,393																																																																	
計	0	10,202																																																																
要求の積算内訳	(1) 生産流通対策 8,341 (2) 認証機関に対する支援 1,301 (3) 推進費 560 計 10,202																																																																	
参考	他 果 状 況 過 去 の 経 緯 管 理 運 営 方 法 1 有機農業とは、e-naおおいの農産物とは ・有機農業とは、化学肥料・農薬の不使用により環境負荷をできる限り低減した農業 ・e-naおおいの農産物とは、化学肥料・農薬を削減して栽培し、認証を受けた農産物 2 農地・水・環境保全向上対策 (負担: 国1/2、県1/4、市町村1/4) とは ・平成19年度より、農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る新たな対策として導入 3 現状・課題 ・生産量が少ないことから認知度は低いが、求めて購入する購買層が存在する。 ・栽培技術、指導体制ともに未確立なうえ、有機JAS認証は複雑で生産者負担が大きい。 ・県政モニターへの調査結果 (H19) でも、86%が「e-naおおいの農産物」への考えとして、「良い取り組み、購入したい」等と回答。 ・知名度アップのための県民へのPR、生産者・流通業者・消費者がともにメリットを感じられる仕組みづくりが必要である。 4 有機JAS導入推進の目標 ・有機JAS認定者数 (25戸→100戸) ・栽培体系数 (0品目→8品目) ・有機農産物ネットワークの構築 ・有機農産物取扱店舗 (12店舗→30店舗) 5 e-naおおいの農産物の認証面積の目標及び実績 (単位: ha) <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>23年度</th> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>4</td> <td>1,275</td> <td>1,702</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>900</td> <td>1,800</td> <td>2,700</td> <td>3,600</td> <td>5,200</td> </tr> <tr> <td>達成率(%)</td> <td>—</td> <td>142</td> <td>95</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> 6 事業効果 「有機農業」・「e-naおおい」の推進 ①「特色ある農産物づくり」への取組が増加 ②農業生産による自然環境への負荷低減 ③消費者へ安全・安心な農産物が提供されるとともに、有利販売へも繋がる。 成果指標 (有機JAS認証事業者数) (単位: 戸) <table border="1"> <tr> <th>事業開始年度</th> <th>現況</th> <th>価値</th> <th>予算年度</th> <th>最終目標</th> </tr> <tr> <td>(21年度)</td> <td>(20年度)</td> <td>(21年度)</td> <td>(21年度)</td> <td>(25年度)</td> </tr> <tr> <td>目標達成度</td> <td>25</td> <td>60</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画 a</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実績 b</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>b/a (%)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>								種別	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	23年度	実績	4	1,275	1,702	—	—	—	目標	—	900	1,800	2,700	3,600	5,200	達成率(%)	—	142	95	—	—	—	事業開始年度	現況	価値	予算年度	最終目標	(21年度)	(20年度)	(21年度)	(21年度)	(25年度)	目標達成度	25	60	100		計画 a					実績 b					b/a (%)	0	0	0	0
種別	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	23年度																																																												
実績	4	1,275	1,702	—	—	—																																																												
目標	—	900	1,800	2,700	3,600	5,200																																																												
達成率(%)	—	142	95	—	—	—																																																												
事業開始年度	現況	価値	予算年度	最終目標																																																														
(21年度)	(20年度)	(21年度)	(21年度)	(25年度)																																																														
目標達成度	25	60	100																																																															
計画 a																																																																		
実績 b																																																																		
b/a (%)	0	0	0	0																																																														

シシ肉・シカ肉の衛生確保対策事業

特別枠・新規

(新) 衛生対策

- 1 衛生管理マニュアルによる衛生講習会の実施（狩猟免許更新・食品営業更新時）
- 2 取扱施設への監視・指導、現場衛生検査の実施（調理器具等）
- 3 肉の除去検査の実施（食中毒菌等）
- 4 消費者に対する食中毒予防啓発（生食の禁止・十分な加熱、保存温度等）
- 5 トレーサビリティ手法による情報提供、記録・保存の実施（狩猟免許番号）

現行の衛生
対策

主に食肉販
売店・飲食
店の衛生指
導

狩猟時の衛生対策
(狩猟免許取得者 5,094人)

食肉処理場の衛生対策
(食肉処理場 70施設)

食肉販売店・飲食店の衛生対策
消費者啓発
(食肉販売店 1,039施設 飲食店 約1,000施設)

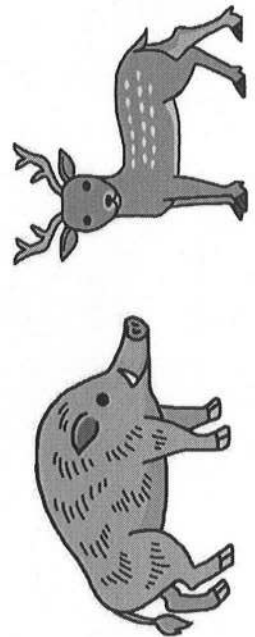
- 1 狩猟者へのマニュアル説明
- ① 汚染の少ない狩猟方法
 - ② 衛生的な放血
 - ③ 器具の衛生管理
 - ④ 処理場への短時間の搬入
 - ⑤ 情報提供、記録・保存

- 1 業者へのマニュアル説明
- 2 監視・指導、検査の実施
- ① 生体(と体)の確認、疾病排除
 - ② 衛生的な解体処理、病変除去
 - ③ 施設設備、器具の衛生的管理
 - ④ 食肉の保存方法
 - ⑤ 情報提供、記録・保存

- 1 業者へのマニュアル説明
- 2 監視・指導、検査の実施
- ① 施設設備、器具の衛生的管理
 - ② 食肉の保存方法
 - ③ 食料提供の禁止
 - ④ 情報提供、記録・保存
- 3 消費者への啓発 生食禁止等

【過去の食中毒事例】

- 1 県内 (過去10年間)
① H12 患者9人
シカ肉のリエウキエウ
(サルモネラ属菌)
- ② H13 患者3人
シカ肉の刺身 (O157)
- 2 全国
① シカ肉によるE型肝炎
(毎年30人程度)
- ② シカ肉等による腸管
出血性大腸菌症
- ③ シカ肉等による肺吸虫
症



野生獣肉の消費拡大

安全・安心なシシ肉・シカ肉の提供

食の信頼確保推進事業

現状・課題

相次ぐ偽装表示

不安・不信

食品衛生法・JAS法等の複雑化

ごちゃごちゃ
して見づらい

意味がよく
わからない

相次ぐ食品事故

中国産
冷凍ギョウ
ザ事件

中国由来
メラミン
混入事件

政府事故米
不正転売事件

食品表示の信頼性確保

ネットワーク化による信頼性確保

対策

県が登録制度を設置し、事業者の自主的取り組みを推奨

大分版食品表示に協賛する店舗が登録、わかりやすく正直な表示を目指します！

対象店舗

- ①飲食店
- ②旅館、ホテル
- ③量販店
- ④直売所

*メニュー表示

*ポップ表示

- ①食材の産地情報
- ②消費期限設定根拠
- ③有機野菜使用表示
- ④値引きの根拠
- ⑤料理方法の表示

等

大分版食品表示

県独自マークでPR

大分版食品表示登録店舗は、大分県ホームページで公開

表示マイスター制度導入

企業倫理セミナー開催

★民間業者から食品表示に関するプロフェッショナルを育成

★食品関係事業者トップを対象

食品回収情報提供システムの構築

九州各県と連携した緊急検査

◆全国から寄せられる自主回収情報等緊急情報を即座にホームページに登載

◆各県と連携した効率的な食品検査
◆検査結果のデータベース化と情報提供

効果

わかりやすく正直な表示の普及

消費者が安心して食品を購入

食品関係事業者のレベルアップ

被害拡大防止

効率的な検査と情報共有

輸入食品検査機器整備事業

食品安全・衛生課

1 目的

カロリバーペースで60%を輸入食品に頼っている現在、輸入食品に不安があっても国産食品のみで生活することは難しい状況である。このようなか、中国製冷凍ギョウザの農薬混入、カビ毒・農薬汚染米の流通、乳製品へのメラミン混入などの事件が続発し、輸入食品に対する県民の不信・不安はますます増大している。

県民の「食の安全・安心」の確保を目的として、不適正な輸入食品等の流通防止及び健康被害発生時に迅速・効率的対応を行うため、緊急に輸入食品兼体制の強化を図る。

2 検査機器整備期間

大分県衛生環境研究センター

3 購入機器

NO	検査機器名	見積価格 (税込み、千円)	機能
1	高速液体クロマトグラフ質量分析装置	30,000	残留農薬、動物用医薬品、食品添加物等の微量物質検査
2	遺伝子増幅装置 (PCR)	4,464	病原微生物の検索遺伝子の増幅
3	パルスフィールド電気泳動システム	3,024	感染微生物や感染源などの遺伝子解析
4	オートクレーブ	1,014	培地の滅菌や微生物の消毒
5	メデイカフリーザー (-30℃)	351	冷凍保存が必要な試薬の補充
6	大型ふらん器	1,147	微生物の培養
合計		40,000	

4 効果

(1) 食品中の微量化学物質を短時間で検査できるなど効率化が図られることにより、検査件数及び検査項目を増やすことが可能となった。

(2) 食品に混入した微生物の遺伝子を短時間で検査し、健康被害の原因微生物を確定させ、早期の対策による被害拡大防止が図れる。

(3) 遺伝子増幅装置やパルスフィールド電気泳動装置は、食品検査だけでなく、インフルエンザウイルスの検査にも対応可能であり、健康危機管理体制の強化が図られる。

「大分県食育推進計画」 ～うまい・楽しい・元気な大分～

平成21年度

健やかに食を楽しむ心豊かな人づくり

次世代へ受け継がれていく活力ある地域づくり

2つの基本目標

3つの基本視点

健全な食生活を実践できる県民の育成

食をはぐくむ環境との共生

魅力あふれる“地域の食づくり”

5つの施策

食育推進体制の整備と情報の共有・発信

1 食育推進体制の整備

大分の食育推進事業
食育推進会議の運営等
地域食育推進連絡協議会の運
営と市町村食育推進計画策定
支援
【生活環境部】 1,812千円

2 情報の共有・発信

食の安全安心推進事業
食の安全安心意見交換会
食の安全子ども教室
リスクコミュニケーション推進員養成
【生活環境部】 2,443千円

健やかな食生活を実現できる県民の育成

1 生涯を通じて健康づくり

生涯健康「元気な食卓」推進事業
調理実習・生活習慣病予防啓発等
【福祉保健部】 800千円

食物アレルギー対策事業

実態把握と正しい知識の普及
【福祉保健部】 1,076千円

2 学校における食に関する指導の充実

生きる力をはぐくむ食育推進事業
栄養教諭を中核とした食育推進事業
食育指導者研修会
食育実践研修会
学校給食地産地産物活用促進
【教育庁】 5,328千円

大分の食で創る魅力あふれる地域づくり

1 地域と学校の連携 (大分県産物愛用促進事業)

「おおいたの食」応援事業
食と農をつなぐ県民会議等
【農林水産部】 7,415千円

2 地産地消の推進

3 生産者と消費者の交流推進

米消費拡大推進事業
【農林水産部】 1,840千円

大分県産物愛用促進事業
採取体験、消費者との交流会等
【農林水産部】 649千円

県産水産物愛用促進事業
【農林水産部】 2,446千円

酪農理解醸成対策事業
【農林水産部】 900千円

4 食文化の継承と発展
大分の食育推進事業
おおいた食育人材バンクの運営

県民が主役の食育推進運動の展開

1 食育活動者の育成

大分の食育推進事業
おおいた食育人材バンクの運営
【生活環境部】 858千円

2 食育推進運動の普及・定着

大分の食育推進事業
「家族でいただきますの日」啓発等
【生活環境部】 728千円

環境に配慮した食育の推進

1 環境に配慮した食生活の推進

ごみゼロおおいたキャンペーン展開事業
エコクッキングの普及啓発等
【生活環境部】 150千円

2 環境に配慮した生産方式の推進

環境にやさしい農業推進事業
生産拡大対策
有機農産物等の流通促進
認証機関に対する支援
【農林水産部】 10,202千円

合計36,647千円

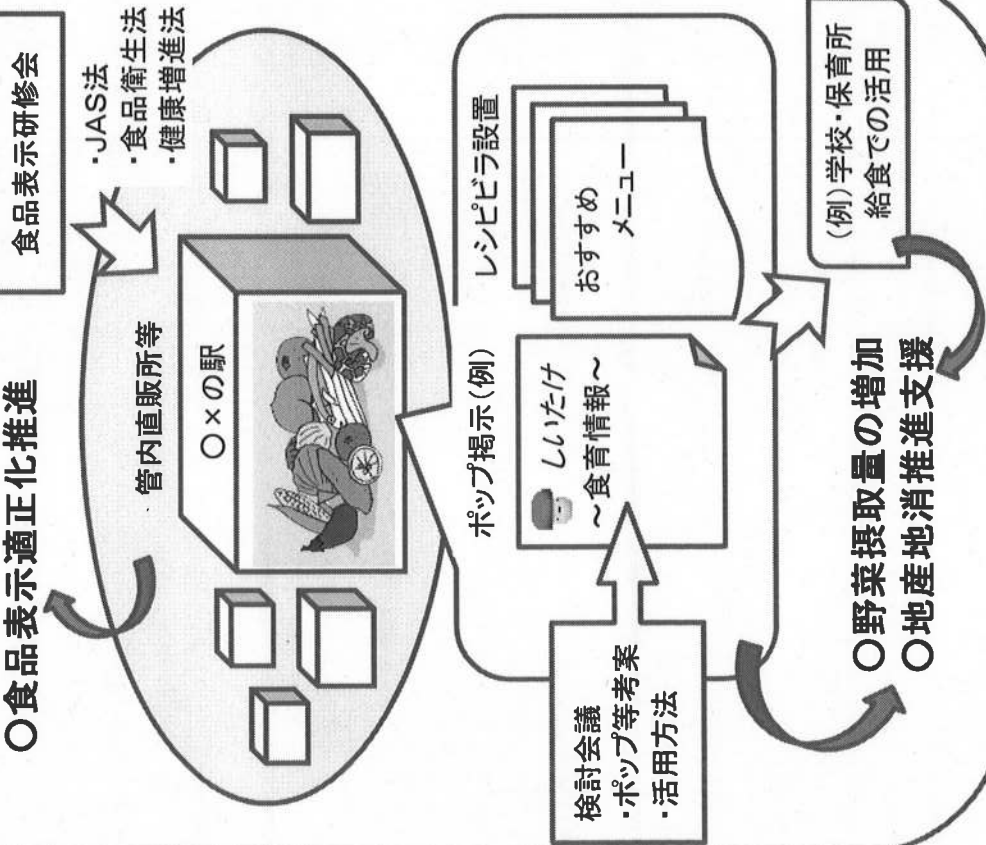
(H20年度 41,374千円)

地域食育推進連絡協議会モデル事業(案)

【豊肥】

直販所における野菜への健康情報等表示を活用した食育の推進

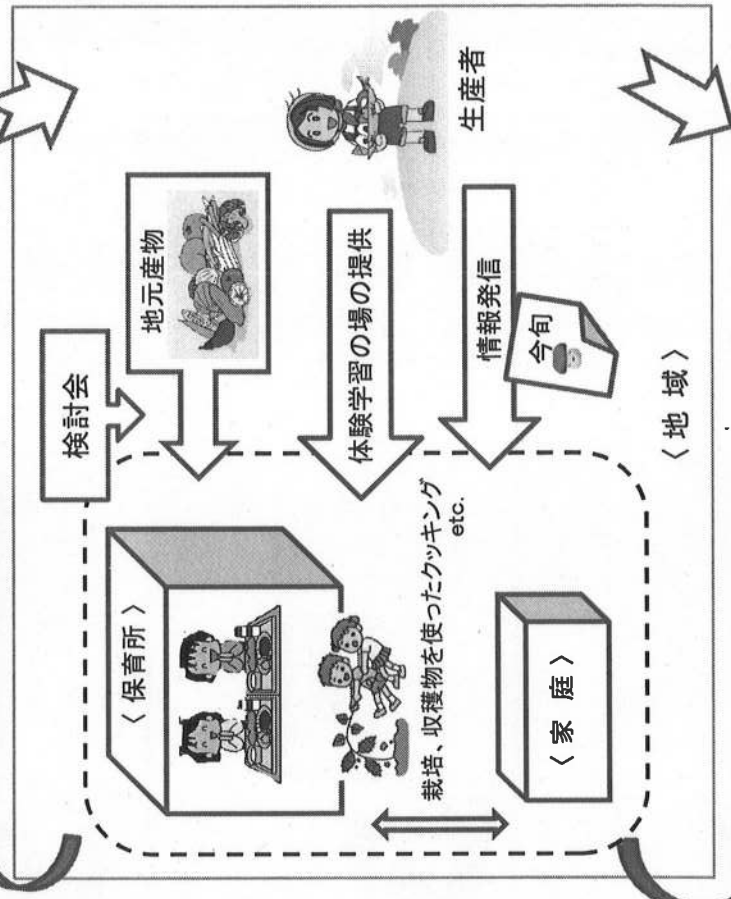
○食品表示適正化推進



【東部】

保育所における家庭・地域と連携した食育の推進
(保育所給食に地元産物を取り入れる体制づくり)

○安心・安全な給食の提供
○地元産物活用促進



○食に関する体験の場の拡大
○農業への理解の深まり
○家庭での関心の高まり

食育の普及・啓発

食育は家庭が基本であり、「食育」の役割や重要性について、多くの県民に理解を深めてもらうとともに、誰もが日々の生活の中で実践できる食育を啓発する必要がある。

〈これまでの取組〉

- H18～
- ・食育月間を中心にランチョンマット配布
- H20～
- ・「家族で“いただきます！”の日」絵画ポスター募集
 - ・地域「家庭の日」推進大会における啓発
 - ・農業祭における食育コーナーの設置

食育の推進は、家庭や地域での取組を通じて県民運動として展開することが重要

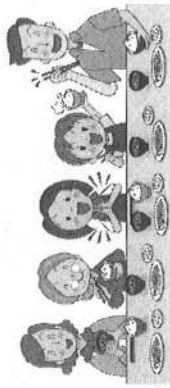
食育推進会議委員の意見

- #### 〈食育を県民運動として広げる方策〉
- ・若い世代へ影響力のある「ブティック」、「デパートの子供服売り場・おもちゃ売り場」での情報発信
 - ・同じ月や日に、これでもかというようない食育関連事業を実施

- ・家庭での食育を定着させるため、各地で関係部局や市町村と連携した普及啓発を行う。

〈具体的内容〉

- 食育月間における街頭啓発(6月19日)
- PTAと連携した「家族で“いただきます”の日」普及定着
- ブティック等における若い世代への情報発信
- 農業祭や地域で開催されるイベント等と連携した食育ブースの設置



普及啓発検討会議

食育栄養指導担当者等により、ちらしの考案や農業祭の企画等を行う

〈効果〉

- ・健やかに食を楽しむ心豊かな県民の育成(計画・基本視点)
- ・食育に関心をもつ県民の増加(計画・数値目標)

(3) 食を取り巻く最近の動きについて

県内の食品偽装表示事例の経過(平成20年度)

NO	品 目	業 種	公表され た時期	内 容	違反した法令
1	牛肉	食肉加工販 売業 (大分市)	平成20年 7月18日	・過去に仕入れた黒毛和種の個体識別番号や存在しない個体識別番号を別の国産牛肉に表示して販売した。	牛トレーサビリティ法違反
2	アサリ	水産業 (宇佐市)	平成20年 8月14日	・中国産アサリや韓国産アサリを混合し、「豊前海産」等と産地伝達して水産卸売業者等へ販売した。	JAS法 生鮮食品品質 表示基準違反
3	精米	米卸業 (大分市)	平成20年 8月14日	・精米年月日の付け替えをして販売していた。	JAS法 玄米及び精米 品質表示基準 違反
4	たけのこ水煮	食品製造業 (日田市)	平成21年 2月20日	・国産たけのこ水煮と中国産たけのこ水煮を混ぜて、「国産」「大分産」等と表示し全国の食品卸売業者等に販売した。	JAS法 加工食品品質 表示基準違反
5	はまぐり	水産加工業 (杵築市)	平成21年 3月25日	・T社及びYは中国産はまぐりに「大分県産」と表示、又は中国産と産地を伝達せずに全国の卸売業者等へ販売した。	JAS法 生鮮食品品質 表示基準違反

「食品の偽装表示を許さないおおいた県民大会」開催要領

1 目的

県内では、今年度タケノコやはまぐりなど相次いで県内事業者による産地偽装表示事件が発覚し、大分県産食品に対する不信感が高まり、信頼も失墜しつつある。

そこで、県内の生産から消費に至る各分野の関係者が参集し、二度と食品偽装表示事件が発生することのないよう県民大会を開催し、大分の食の安全・安心に対する信頼の回復をめざす。

2 日時

平成21年3月30日（月）11:00～11:40

3 場所

大分市大手町3丁目1番1号

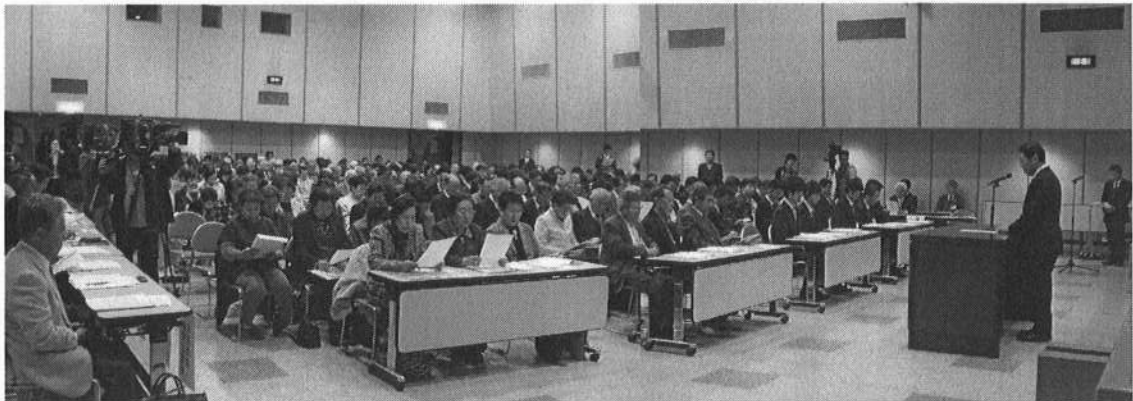
大分県庁本館2階 正庁ホール

4 内容

- (1) 開会挨拶 (11:00)
〔大分県食品安全推進県民会議〕会長・内田健)
- (2) 経過説明
〔食の安全確保推進本部事務局〕
- (3) 関係者決意表明
 - ① 農林業関係者
 - ② 水産関係者
 - ③ 食品事業者
 - ④ 消費者団体
- (4) 食品の偽装表示を許さないおおいた県民大会宣言
〔大分県食の安全確保推進本部〕本部長・平野昭)
- (5) 閉会 (11:40)

5 主催

「大分県食の安全確保推進本部」及び「大分県食品安全推進県民会議」



ふぐ卵巣による食中毒事件の発生及び対応について

食 品 安 全 ・ 衛 生 課

1 ふぐ中毒事件の概要

由布市挾間町の魚介類販売店が、2月6日昼頃有毒部位のフグの卵巣を煮付用「大分県産フグのマコ」として販売し、これを摂食した2名の男性が、2月7日にふぐ中毒に罹患した。調査の結果、当該施設は、食品衛生法違反に加え、「大分県食の安全・安心推進条例」に違反し、ふぐ処理施設の届出がなく、しかも県に登録したふぐ処理者以外の者が処理していたことが判明した。

行政処分の内容

- ・ 営業停止命令（7日間）
- ・ 施設改善命令（施設の補修）
- ・ 条例に基づく勧告（ふぐ取扱中止）

2 魚介類販売施設に対する緊急立入調査

大分県と大分市は、県内の魚介類販売施設に対し、ふぐの処理等について緊急立入調査を実施した。調査の結果、条例違反施設に対し、保健所長名によるふぐ取扱いの中止勧告を行った。

(1) 調査結果

	大分県	大分市	合計	備 考
調査対象施設数 ※1	1, 180	223	1, 403	
ふぐの処理施設	161	84	245	
条例不適合施設	30	14	44	
無 届	30	13	43	すでに届出済施設：13施設
内 訳	6	6	12	今後処理しない施設：7施設
無届かつふぐ処理者未設置	6	5	11	

※1 調査施設数は、平成21年3月11日時点の全施設数に当たる。

3 今後の対応

- ① 「21年度大分県食品衛生監視指導計画」において、ふぐの衛生確保を重点項目に設定し、監視指導の強化を図る。
- ② 毎年10月を「ふぐ中毒防止月間」と定め、重点的に立入調査を行うとともに、県民にふぐ中毒防止の啓発を行う。
- ③ 条例不適合施設には、条例に基づく勧告を行い、勧告に従わない場合は店舗名等を公表する。

食中毒の発生について

平成21年5月9日

1 事件の概要

平成21年5月8日(金)午前11時頃、宇佐市内の病院から北部保健所へ「ふぐ中毒が疑われる患者を治療中である。」との通報があり、北部保健所が直ちに調査を実施した。

調査の結果、宇佐市内の男性が国東市の漁港で漁師からもらったフグ2匹を自宅で自ら調理・摂食し、フグ中毒に罹患したことが判明した。

2 有症者等の状況

- | | |
|-----------|---|
| (1) 摂食者 | 男性1名(宇佐市:70代) |
| (2) 摂食日時 | 平成21年5月8日(金) 午前2時頃 |
| (3) 有症者 | 男性1名(宇佐市:70代) |
| (4) 発症日時 | 平成21年5月8日(金) 午前6時30分頃～ |
| (5) 症状等 | 手足のしびれ、歩行困難を呈し、5月8日(金)午前7時30分頃、豊後高田市内の医療機関に搬送されたが、その後宇佐市内の病院に緊急転送され、人工呼吸器の装着等の治療を行い、現在入院中であるが快方に向かっている。 |
| (6) 調理状況等 | ふぐ2匹の筋肉、皮及び肝臓(キモ)を煮付けにし摂食した。 |

3 原因食品 シマフグ

4 病因物質 フグ毒(テトロドトキシン)(推定)

《問い合わせ先》
食品安全・衛生課
食の安全・安心推進班 森竹 森下
電話 097-506-3051
097-506-3056

輸入食品安全確保緊急対策事業による食品検査結果について

食品安全・衛生課

1 概要

県、大分市では、平成20年1月以降の中国製食品への農薬やメラミン混入など、食の安全・安心を揺るがす事件の相次ぐ発生を受け、県民の食に対する不安感が増大していることから、監視指導計画に基づく収去検査に加え学校給食等に用いられる業務用の輸入加工食品の緊急検査を実施した。

2 輸入加工食品緊急検査

(1) 検査期間 平成20年1月～21年3月

(2) 検査対象食品

学校等に給食用食材として提供される中国製業務用加工調理食品

(3) 検査項目

①残留農薬 ②メラミン ③カビ毒

(4) 検査結果

検査項目	検査検体数	検査結果	主な検査対象食品
残留農薬	270	原料となる野菜、果実等の基準に照らし違反なし	野菜・果実缶詰、冷凍野菜、乾燥野菜、漬物等
メラミン	44	検出せず (検出下限値 0.5ppm 未満)	ホワイトル、ヨーグルト、ピーナツクリーム、ソース類等
カビ毒	35	検出せず (検出下限値 0.01ppm 未満)	バターピーナツ、ピーナツクリーム、そら豆、きな粉等
合計	349		

※農薬の検査項目

メタミドホス、ジクロロボス、アセタミプリド、DDT、マラチオン、アセフェート、アルドリン、ディルドリン等

※カビ毒の検査項目

アフラトキシンB1、アフラトキシンB2、アフラトキシンG1

(5) 監視指導計画に基づく輸入食品の収去検査

農産物、食肉、魚介類の生鮮食品が対象

- ・平成20年度 210検体
- ・平成19年度 140検体
- ・平成18年度 120検体

3 検査実施機関

(1) 大分県衛生環境研究センター

(2) 大分市保健所

(3) (社)大分県薬剤師会検査センター

**(4) 食品安全推進県民会議の
2年間を振り返って**